令和2年3月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

令和2年2月20日 開会 令和2年2月20日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

令和2年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和2年2月20日(木)午後2時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 議会運営委員会委員の選任

日程第 6 議案の上程

議案第1号 令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第2号 令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと 市町村圏事業特別会計予算について

議案第3号 令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について

議案第4号 令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例の制定について

議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 7 提案理由の説明

日程第 8 議案の補足説明及び議案質疑

日程第 9 一般質問

日程第 10 討論、採決

日程第 11 閉 会

出席議員(9名)

1番 岩 井 文 男 君 2番 鎌 倉 金 君

3番 石上允康君 4番 伊藤 保君

5番 佐久間茂樹君 6番 島田和雄君

7番 石 田 勝 一 君 8番 苅 谷 進 一 君

9番 浅 野 勝 義 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管 理 者 明智忠直君

副管理者太田安規君

副 管 理 者 越川信一君

会計管理者 多田英子君

事務局長 樋口恒一君

施設整備課長 宮内雄 治 君

施設整備課主査 西ノ宮 正人 君

施設整備課主查 黒柳智義 君

事務局出席者

書 記 齊藤孝一

書 記 鈴木康茂

○事務局長(樋口恒一君) それでは、皆様ご苦労様でございます。事務局長の樋口と申します。よろしくお願いいたします。会議の前に、配付資料の確認をさせていただきます。まず、事前に配付させていただきました議事日程、提案議案の概要説明、議案第1号から3号の当初予算書、第4号の補正予算書、第5号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、第6号の関係条例の整備に関する条例の制定について、それから令和2年度の東総地区広域市町村圏事務組合予算の概要、また、本日、席次表、説明者一覧、一般質問一覧を配付させていただきましたが、資料の方は、ございますでしょうか。

(配付漏れなし)

日程第1 開 会 (午後2時2分)

○議長(岩井文男君) ご苦労様です。ただいまから、令和2年3月東総地区広域市町 村圏事務組合議会定例会を開会します。ただいまの出席議員は、9名でございます。 よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長他説明員の出席を求めました。

日程第2 議席の指定

○議長(岩井文男君) 日程第2、議席の指定を行います。匝瑳市議会会議規則第4条 第1項の規定を準用し、ただいまご着席のとおり指定いたします。

日程第3 会期の決定

- ○議長(岩井文男君) 日程第3、会期の決定を議題とします。お諮りします。 本定例会の会期は、本日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
- ○議長(岩井文男君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日限りと決しました。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(岩井文男君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。匝瑳市議会会議規則第88条の規定を準用し、議長において、5番佐久間茂樹議員、6番島田和雄議員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長(岩井文男君) 日程第5、議会運営委員会委員の選任について、議題といたします。旭市選出議員の改選がありましたので議会運営委員会委員を選任いたします。 議会運営委員会条例第4条第1項の規定により、議長の指名になっておりますので、 4番伊藤保議員を指名いたします。

なお、議会運営委員会の委員長については、欠けておりますので、選出につきましては、議会運営委員会でお取り計らいをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時4分 休 憩

午後2時12分 再 開

○**議長(岩井文男君)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議会運営委員会にお願いしました委員長の選出にあたり、その結果について、議長 宛に報告がありました。事務局より報告させます。

- ○書記(齊藤孝一) それでは、議会運営委員会委員長の選出結果についてご報告いた します。委員長に旭市議会選出の伊藤保議員が選出されました。以上でございます。
- ○議長(岩井文男君) 事務局の報告したとおりであります。議会運営委員会の運営については、よろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会委員の選任が終わりました。

日程第6 議案の上程

○議長(岩井文男君) 管理者より送付を受けております議案は、議案第1号から議案

第6号までの6議案であります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(岩井文男君) 配付漏れなしと認めます。日程第6、議案第1号から議案第6号までの6議案を一括上程し、議題といたします。

職員より、議案の朗読をいたします。

その前に、質問者及び質疑者は、必ずや自席で起立して質疑くださるようよろしく お願いをいたします。それでは、議案の朗読をお願いします。

○書記(齊藤孝一) それでは、議案の朗読をいたします。

議案第1号、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について。

議案第2号、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏 事業特別会計予算について。

議案第3号、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会 計予算について。

議案第4号、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会 計補正予算(第1号)について。

議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の制定について。

議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について。

以上、6議案でございます。

日程第7 提案理由の説明

- ○議長(岩井文男君) 日程第7、ここで管理者から、あいさつを兼ねまして、提案理由の説明を求めます。
- ○議長(岩井文男君) 明智管理者。
- ○管理者(明智忠直君) どうも皆さんこんにちは。本日ここに、令和2年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜りましたこと、心から厚くお礼申し上げます。本日の定例会では、令和2年度の各会計予算案等、6議案を提出しております。

ここで、組合事業の近況並びに令和2年度の事業方針について、ご報告させていた だきます。

はじめに、職員採用試験合同実施事業の実績でございますが、構成市を含む参加6 団体により、試験を実施しました。一般行政職等11職種の募集に対し、応募者数 228名、受験者数195名で、採用予定者名簿登載者数は44名という結果でござ いました。

今後も東総地域の次代を担う有能な人材の確保に向けて、努力して参りたいと存じます。

次に、職員共同研修事業の実績でございますが、新任職員研修をはじめ、初級・中級職員研修、管理監督者研修など8課程を実施し、修了者は246名となりました。 圏域内職員が公務員として、必要な知識の習得に努めると共に、多様化する行政需要に適切に対応する職務能力を養うため、研修事業の充実に取り組んで参ります。

次に、中学生海外派遣研修事業でございますが、先の議会でも、大変有意義な研修結果であったことをご報告申し上げたところであります。令和2年度においても7月後半に、シンガポールを訪問国として、同様に実施する予定でありますが、現在、中国の武漢で新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、日本を含め世界各国から新型コロナウイルスの感染が報告されております。中学生の安全を第一に考え、感染症発症の状況を注視し、実施については、慎重に判断して行く考えであります。

次に、銚子連絡道路の整備促進要望活動について申し上げます。現在、横芝光町から匝瑳市間の山武東総道路第二期工事及び旭市から銚子市間の八木拡幅工事が進められているところであり、函渠工事や本体盛土工事により、道路形態の概要も現れ、着実に進捗しているところであります。また、匝瑳市と旭市間では、事業化に向けて、千葉県が環境調査を実施したところでございます。

今後とも銚子連絡道路の一日も早い全線開通を目指し、整備促進地区大会をはじめ、 国・県関係機関に対し、強く働きかけをして参りたいと考えておりますので、ご理解 ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

続きまして、ごみ処理広域化推進事業について、ご報告いたします。現在、広域ご み処理施設と広域最終処分場の建設工事が、令和3年4月の施設稼働を目標に、それ ぞれ着々と進められているところです。今後は、各構成市の既存ごみ処理施設用地に 中継施設を整備するため、工事の発注に向けて準備を進めていくとともに、中継車両として大型塵芥車の購入や中継施設が稼働するまでの間の仮設対応など、3市のごみを効率的に収集運搬するための準備を進めていく予定です。また、ごみ処理手数料については、3市のルールを統一するため、2月3日にいただいた廃棄物減量等推進審議会からの答申を基に、来年度、組合議会の皆様に審議をお願いする予定です。

最後に、負担割合の見直しについては、企画、財政、環境担当課長による検討会議で協議、調整をしているところでございますが、現在、協議がまだ整っておりません。 早急に協議を整え、副市長の会議を経て、結論を出して行きたいと考えております。

以上、組合事業の近況並びに令和2年度の事業方針について、ご報告させていただきました。

今後も銚子市・旭市・匝瑳市の更なる連携と強調を図り、共同処理業務を推進し、 東総地区の均衡ある発展と振興を目指して参る所存でありますので、議員皆様方の一 層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

続いて、本定例会に提案いたしました、各議案の提案理由を申し上げます。本日、 ご審議いただく議案は6件でございます。

議案第1号は、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について、 であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,352万4千円と定めるもので、令 和元年度と比較し、184万9千円の増額となっております。

議案第2号は、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村 圏事業特別会計予算について、であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,21 0万6千円と定めるもので、令和元年度と比較し、43万7千円の増額となっており ます。

議案第3号は、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について、であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ206億4,800万円と定めるもので、令和元年度と比較して、141億2,700万円の増額となっております。

議案第4号は、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)について、であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、3億7,656万7千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、61

億4,443万3千円とし、また、継続費について補正するものであります。

議案第5号は、東総地区広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例の制定について、でありまして、地方公務員法及び地方自治法の一部 を改正する法律の施行による会計年度任用職員の創設に伴い、同職員の給与及び費用 弁償について定めるものであります。

議案第6号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、でありまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

以上、議案第1号から第6号までの提案理由を述べさせていただきましたが、詳細 につきましては事務局より補足説明をいたしますので、慎重なご審議のうえ、是非ご 賛成いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○**議長(岩井文男君)** 提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案の補足説明及び議案質疑

- ○議長(岩井文男君) 日程第8、議案の補足説明及び議案質疑を行います。あらかじめ申し添えますが、質疑回数は、再々質問までとなっております。質疑については、議案の範囲内とし、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。 議案第1号の補足説明を求めます。
- ○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) それでは、はじめに議案第1号、令和2年度東総地区広域 市町村圏事務組合一般会計予算についてご説明いたします。

お手元にございます、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合予算書の7ページ をお開き下さい。この一般会計でございますが、議会費、職員人件費、庁舎管理費、 職員採用試験合同実施事業、監査委員等の経費を計上しております。

はじめに、歳入予算でございますが、主なものとしましては、1款1項1目の総務 費負担金、これは構成3市の負担金でございまして、前年度と比較して34万9千円 増の5,051万5千円でございます。

以上、歳入合計は、前年度と比較して184万9千円増の、5,352万4千円で

ございます。

続きまして8ページをお開き下さい。歳出の主な項目をご説明いたします。1款の議会費については、組合議員の報酬や旅費等でございまして、前年度と比較して20万5千円増の48万7千円でございます。増額の主な理由についてですが、隔年で実施しております組合議会の視察研修の実施年度となるため、経費分の増でございます。

第2款の総務費については、前年度と比較して164万4千円増の5,253万7 千円でございます。主な内容については、第1項1目の一般管理費の2節給料から第 4節の共済費までは、事務局長及び総務課職員の人件費でございまして、定期昇給等 を反映し前年度と比較して、110万8千円増の4,654万3千円でございます。

続いて9ページの12節委託料については、職員の定期健康診断や浄化槽管理などの経費で、前年度と比較して9千円減の186万2千円でございます。

続いて10ページをお開き下さい。2目の企画費は82万円でございますが、主な内容としましては、10節需用費の51万5千円、これは毎年3月に発行しております、組合広報紙、ふるさと東総の印刷費でございます。また、その下の役務費については、広報紙の新聞折り込み手数料でございます。

以上、一般会計の歳出合計は、前年度と比較しまして184万9千円増の5,35 2万4千円でございます。

11ページから17ページは、正副管理者、組合議員、組合職員の給与費明細書等でございます。議案第1号の説明は以上でございます。

○議長(岩井文男君) 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。 質疑ありませんか。 苅谷議員。

- ○8番(苅谷進一君) 議案に反対するものではございせんが、一応確認ということで、 184万円増額となっております。増額要因を統括してお示ししていただければと思います。
- ○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) 主な増額の要因でございますが、8ページの総務費にございます、一般管理費のところでございまして、先程申し上げたとおり、職員の人件費につきまして、前年度と比較して110万8千円程増加しております。これが一番大

きな理由になると思います。

- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) だから増える要因は、なんで増えるのか、残業手当で増えるのか、そういうものをちゃんと明確にしておかなければ、まずいですよ、ということを伝えたいんですよね。内容です、内容。やっぱり事務事業が増えて行くから、やっぱりそういうことがあるので、こういう予算が増えますよ、ということを明確にしておきたいんですよね。よろしくお願いします。
- ○議長(岩井文男君) 再質問に対する答弁を求めます。 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) こちらにつきましては、人件費の定期昇給分の増加ともう一つ、時間外手当につきまして今年度の実績等反映いたしまして、昨年度と比較いたしまして58万9千円ほど増加しております。人件費の増額の要因としては、以上でございます。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 説明の時にね、そこを説明してもらえれば良いんですよ。そこを今後ちゃんと丁寧に説明していただけるようお願いしまして議案については、終わりにします。
- ○議長(岩井文男君) ほかに質疑ありませんか。
- ○議長(岩井文男君) 浅野議員。
- ○9番(浅野勝義君) 一点だけよろしいですか。先程の議会費の方ですね、今年度の 視察研修、視察研修の年度にあたるということでありますけど、執行部で予定をして いるのは、いつ頃でどこを予定しているのか、どんな形の視察研修になるのか、今わ かればお答え願います。
- ○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) 時期につきましては、年度末、来年の1月から3月くらいの時期になるかと思います。先進地の視察ということで行っておりますので、開催につきましては、今後、議員の皆様、議会運営委員会等でお話をさせていただきまして、場所等を決定していければと思っております。以上でございます。
- ○議長(岩井文男君) 浅野議員。

- ○9番(浅野勝義君) 視察のですね、実施規程、こういう形のこういう場所を視察したいとか、どこを視察したいとか、というような案がもしお持ちでしたら。費用について、どのくらいかという形で具体的にお願いします。
- ○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) 現在のところ、視察の場所については未定でございますが、 基本的にごみ焼却場や最終処分場につきましての現在稼働しております施設等の状況 等をご覧いただくということで、場所を選定できればと思っております。
- ○議長(岩井文男君) 浅野議員。
- ○9番(浅野勝義君) 議会費の金額の増減額が20万円ということですよね。そうすると視察経費、当然日帰りだと思ったんですが、これは、日帰りでしょうね。その辺の内容について、もしわかれば、計画がどの様な形で考えているのか、お考えがあれば、お聞きしたいと思います。
- ○議長(岩井文男君) 浅野議員の再々質問について、樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) こちらにつきましては、基本的には日帰りの視察を予定しております。大型のバスを借り上げまして、基本的には、関東近辺で、日帰りで行ける場所について、高速道路を使いまして、丸一日掛かるかもしれませんが、そのような場所を設定して実行をしたいというふうに考えております。
- ○議長(岩井文男君) ほかに質疑ありませんか。
- ○議長(岩井文男君) 石田議員。
- ○7番(石田勝一君) 関連しての質問ですけど、私の聞き違いかもしれませんが、時期について、2月から3月頃とおっしゃったと思うんですけど、もし間違いだったら訂正していただいて、ただその時期になると、それぞれ議会でも忙しいというか、いろいろ日程なり、場合によっては、議会前の準備とかいろいろありますので、その辺はどうですか。私の聞き違いだったら、予定の年月日をもう一度おっしゃって下さい。
- ○議長(岩井文男君) 桶口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) 開催時期につきましては、前回の実績でその時期に開催しようとした経緯があったということで、期間を申し上げたのですが、こちらについては、先程申し上げたとおり、まだ場所とか決まっておりませんので、議会運営委員会等で皆様にお諮りした上で、開催時期だとか、どのような場所を視察するのか、とい

うことについて決定していければと思っております。

- ○議長(岩井文男君) 石田議員。
- ○7番(石田勝一君) 確認ですけど、時期についても当然ですけど、各議員間で検討して行くと、いうことの実施で良いですね。
- ○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) 先程の1月から3月というのは、こちらで仮に考えていた 期間ですので、時期についても議員の皆様に検討していただければと思っております。
- ○議長(岩井文男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井文男君) 質疑なしと認めます。
次に議案第2号の補足説明を求めます。

- ○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) それでは、議案第2号、令和2年度東総地区広域市町村圏 事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の25ページをご覧下さい。この特別会計は、東総地区ふるさと市町村圏基金を財源としまして職員共同研修事業、中学生海外派遣研修事業、それから銚子連絡道路整備促進事業の経費を計上しております。

はじめに、歳入予算でございます。主な項目ですが、2款1項1目のふるさと市町 村圏基金繰入金で、前年度と比較して181万6千円減の755万4千円でございま して、各種事業の財源に充てるために、基金の一部を取り崩すものでございます。

以上、歳入合計については、前年度と比較しまして、43万7千円増の1,210万6千円でございます。

続きまして、26ページをお開き下さい。歳出予算の主な事項についてご説明いたします。1款、総務費については、前年度と比較し43万7千円増の1,190万6千円でございます。主な内容ですが、1目、ふるさと振興費の8節旅費、773万4千円は、中学生海外派遣研修の参加生徒及び、指導団員の渡航費、それから職員共同研修の講師の旅費等でございます。12節の委託料についての278万4千円ですが、こちらは、職員共同研修の民間講師の講義委託料と、中学生海外研修の様子を撮影した映像や写真をDVDに編集するための業務を委託するための委託料でございます。

18節の負担金、補助及び交付金ですが、こちらの81万円は、山武東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会への負担金でございます。

以上、歳出合計は、前年度と比較して43万7千円増の1,210万6千円でございます。議案第2号の説明は以上でございます。

- ○議長(岩井文男君) 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 説明の中で基金の残高の説明がなかったと思います。基金の残 高をご説明下さい
- ○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) ただ今のご質問にお答えいたします。現在、ふるさと市町村基金の残高につきましては、令和元年度の予定が2,930万円、令和2年度予算残高の見込では、2,174万6千円となっております。以上でございます。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 基金に関わることをご説明いただかないと、その基金が有ってもっている事業ですので、その辺は、予算の時は、説明いただきたい。その上で前回も、申し上げたとおり、管理者がおっしゃっているとおり、派遣事業は非常に好評だということで、それ以降、財源確保については、来年度との予算の中で検討していかなければならない。この間、お伝えした様に例えば、ごみ処理場の売電事業が開始されたら、売電のお金を基金に回すとか、そういうことを来年是非、考えていただいて、再来年度から竣工する設備の売電をですね、こういう基金に充てていただければ、3市の市民の理解もいただけると思いますので、その辺も含めた、議案としては反対しませんので協議をもった上で予算の執行をお願いしたいと思います。以上です。
- ○議長(岩井文男君) 他に質疑ありませんか。
- ○議長(岩井文男君) 浅野議員。
- ○9番(浅野勝義君) 先程の苅谷議員の質問と同様でございますが、43万7千円の 増額となった理由をお示し下さい。できれば昨年度と、このことが違うと、決算内容 と我々が比較すれば、それで良いのでしょうが、今、お分かりになればお示し下さい。
- ○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) ただ今のご質問にお答えいたします。ふるさと会計の総額

の主な増減でございますが、まず、中学生海外派遣研修の旅費でございまして、こちらが前年度と比較して、13万1千円増加しております。それから12節の委託料でございますが、職員の共同研修の委託料が前年度と比較して46万6千円増加しております。また、18節の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらの山武東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会の負担金が7万9千円増加しております。増加の理由については、以上でございます。

- ○議長(岩井文男君) 浅野議員。
- ○9番(浅野勝義君) 昨年度比43万7千円とありますね、それと数字が合わないんですが。減額している部分もあるのですか。
- ○議長(岩井文男君) 総務課長。
- ○総務課長(齊藤孝一君) 読み上げさせていただきます。7節の報償費、23万4千円の減となっております、平成元年度の予算と比較しまして。続きまして8節の普通旅費、これが前年度と比較して2千円のマイナスになっております。10節の印刷製本費が前年度と比較して1万8千円、減額しております。11節の役務費が前年度と比較して5千円の減額となっております。以上でございます。
- ○議長(岩井文男君) 浅野議員、3回目の質問です。
- ○9番(浅野勝義君) 先程の職員共同研修ですね、それだけでプラス46万6千円ということだったもので、単純に考えて43万7千円の増額では、足らないのでは、と思いましたので、質問させていただきました。もし出来れば昨年度比の、毎年度の区分については、同じだと思うんですよ、ほとんどね。変わらないと思います。ですから、ここへ括弧書きでも資料でも良いですから、昨年度の比較したものを揃えといていただければ大丈夫と思いますが、出来ればお願いします。
- ○議長(岩井文男君) 意見でよろしいですか。 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) 今回は、比較表の方をお配りしておりませんが、次回から 比較表を参考資料としてお配りしたいと思います。以上でございます。
- ○議長(岩井文男君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井文男君) 質疑なしと認めます。

次に議案第3号の補足説明を求めます。

- ○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) それでは、議案第3号、令和2年度東総地区広域市町村圏 事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の33ページをご覧下さい。歳入予算でございますが、主な項目としては、1款1項1目の衛生費負担金でございまして、前年度と比較して87億7,186万3千円増の129億1,902万9千円でございます。構成3市の内訳は、こちらの説明欄にあるとおり、銚子市が、前年度と比較して、33億8,551万6千円増の50億1,275万8千円、旭市が、34億322万5千円増の49億9,145万8千円、匝瑳市が、19億8,312万2千円増の29億1,481万3千円でございます。続いて2款1項1目の衛生費国庫補助金については、循環型社会形成推進交付金でございまして、前年度と比較しまして、53億8,708万4千円増の77億2,323万8千円でございます。

以上、歳入合計については、前年度と比較して、141億2,700万円増の20 6億4,800万円でございます。

続いて34ページをお開き下さい。歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。1款1項1目の清掃総務費については、前年度と比較しまして1,115万7千円減の5,117万4千円でございます。主な内容につきましては、1節の報酬については、令和2年4月1日から適用となる会計年度任用職員の人件費でございまして、310万5千円でございます。2節給料から4節共済費については、施設整備課職員の人件費でございまして、前年度と比較して1,421万3千円減の4,778万3千円でございます。1款1項2目の施設建設費については、ごみ処理広域化推進事業費でございまして、前年度と比較しまして141億3,821万1千円増の205億9,114万8千円でございます。主な内容について、ご説明いたします。

35ページをご覧下さい。12節の委託料については、前年度と比較しまして8,773万9千円増の2億418万8千円でございます。こちらは、広域ごみ処理施設及び最終処分場両施設の建設に係る委託業務ですが、主な内容としましては、ごみ処理施設に係る環境影響評価事後調査業務、両施設建設に係る設計施工監理業務、こちらにつきましては、継続費を設定して平成30年度に契約済みであるものの、令和2

年度分でございます。最終処分場運営事業者選定アドバイザリー業務は、最終処分場 運営事業者の選定に係る発注、契約事務等支援業務でございまして、内容としまして は、概算事業費の検討、入札説明書や発注仕様書等の事業者募集書類の作成、選定委 員会や契約締結に係る支援を行う業務でございます。中継施設整備に係る発注仕様書 等作成支援業務については、中継施設整備工事の発注に係る、発注仕様書の作成等支 援業務でございます。

続いて36ページをお開き下さい。14節の工事請負費は、前年度と比較して13 7億219万5千円増の199億6,514万4千円でございまして、広域ごみ処理 施設建設工事費が、172億1,278万1千円、最終処分場建設工事費が27億4, 961万3千円となっておりまして、継続費又は債務負担行為を設定して契約済みで あるものの、令和2年度分の経費でございます。続いて17節の備品購入費でござい ますが、こちらは、中継施設用車両購入費ということで6、888万5千円でござい ます。これは、中継施設に集められたごみを、広域ごみ処理施設まで運搬するために 使用します大型パッカー車2台分とコンテナ車1台を購入するものです。18節の負 担金、補助及び交付金については、前年度と比較して2億8,192万4千円増の3 億3,932万6千円でございます。主な内容としましては、広域ごみ処理施設建設 に伴う受送電設備工事費負担金、こちらは、広域ごみ処理施設に電力を供給するため の鉄塔や高圧線等の受送電設備の工事費に係る電力会社に対する負担金でございまし て、新設する鉄塔が3基、既存の鉄塔を改造するものが1基、新設する電線が約80 0メートルとなっております。また、広域最終処分場建設に伴う上水道布設に係る負 担金については、広域最終処分場に上水道を供給するために、銚子市に実施していた だく上水道布設工事費に対する負担金でございます。配管の口径は40ミリで、配管 の長さは約2キロメートルでございます。

以上、歳出合計は、前年度と比較しまして141億2,700万円増の206億4,800万円でございます。議案第3号についての説明は、以上でございます。

- ○議長(岩井文男君) 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。 質疑ありませんか。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 先程、備品購入費の中継施設車両について、パッカー車2台と

後、聞こえなかったんですけど、この間の全員協議会で中継施設は、1年で出来ない、 それで2年掛かるといっているのに来年もう購入しちゃうのですか。それがまず1点。 次、受電に関してなんですけども、恐らく東電に2億6千100万払ったと思うん ですよね。そうするといつ受電ができるんですか。その月を教えて下さい。

それからもう1点、広域ごみ処理のことで、上水道の敷設に関して40ミリを2キロ、7千500万、メーターにすると、いい値段ですけれども、そんなに掛かるのでしょうか。その3点お願いします。端的に答えて下さい。

- ○議長(岩井文男君) 施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) まず一つ目、中継施設用の車両の購入の件なんですが、中継施設の整備の方は、確かに終わらないんですけども、令和3年度に仮置き場、仮の中継施設を整備しまして、そこで市民の皆さんが持ち込むごみを受け入れる予定でおります。そのごみを運搬するために大型のパッカー車2台とコンテナ車1台を購入するということで令和2年度に予算を入れさせていただきました。
- **○施設整備課長(宮内雄治君)** 大型のパッカー車が2台です。10トンのパッカー車が2台と・・・・・

(発言する者あり)

○施設整備課長(宮内雄治君) コンテナ車というのは、平ボディー、ダンプです。資源ごみとか粗大ごみを運ぶためのダンプを想定しております。 1 台です。

次に受電できる日の関係ですけども、令和2年9月に受電を開始する予定です。逆に送電の方は、系統連携の時期が違うということで、10月に予定しているということです。受電が9月で送電が10月という予定です。

最後処分場の方の水道の工事費の関係なんですが、こちらの方は、コンサルの方に 設計を頼んでおりまして、その概算額を元にこの工事費の方を予算計上させていただ いております。

(発言する者あり)

- ○施設整備課長(宮内雄治君) 元々一度、コンサルの方に基本設計してもらいまして、 それを銚子市の水道局の方に設計をし直していただいた金額でございます。すいません。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。

○8番 (苅谷進一君) 今初めて聞いたんですけど、中継施設が今までこの会議の説明の中で、中継施設に仮置き場を作るって聞いたことあります、聞いたことないです、誰も。いつ、説明した。仮置き場って法律上、産廃とかの関係は、許可を取らないとそういうこと出来ないんだよ。それなのに何で仮に置き場を作っていて、仮置き場をじゃあ、例えば、うちの松山に作るんだったら松山の町民に了解をもらわないと、今度、大型パッカー車が出入りするのに説明しなければしょうがないよ。そんな話、初めて聞きました、今。毎回話が後手後手なんですよ。出て来たものを追求すると、それは、まだ言ってありませんとか。そんなのじゃ困りますよ。で、なんですか、銚子は直接搬入して2台、1台ということは、匝瑳市は、パッカー車1台、大型1台、当てがってもらえるということですか。ちょっと理由が付かないですよね。普通だったら3台、3台でやるとか、循環で使うとか、そういう説明があって然るべきなんですけども、いずれにしたって、その仮置き場なんて話は、聞いたことがないですよね。産廃で仮置き場なんかをやる場合は、許可を取らないと駄目ですよ。許可を取るのですか。

それから2点目、受電というのは、私、両方受電という言葉は、私、専門的に分かるんで言っているんですけども、いわゆる使う電力の受電が9月であって、送受電というのがあって、それが受電というんですけど、発電の方の送受電が10月ということで、試運転からもう発電するという解釈で良い訳ですよね。その部分のお金は、どういうふうに、これ予算に入っていますか。売電したら入るのがあるんですよ。入るものが予算に入っていないんじゃないですか。恐らく入っていないと思いますよ。いくら竣工時と言っても、委託して半分半分に売電もなるという話になっているはずですから、それが入っていない。

それから水道の件は、結局あれですよね、銚子市に関わる水道業者に工事発注するだけだから、別にそんな設計うんぬんじゃないんですよね、もう。単価が分かっていることで、コンサルに頼んだということは、本当ですか。コンサルなんかに頼む必要がないんじゃないですか。最初から銚子市の水道事業者にやってもらえばそれで済むんじゃないですか。コンサルに払うお金がもったいないですよ。なんでそんなことをしているのですか。3点答えて下さい。

○議長(岩井文男君) 施設整備課長。

○施設整備課長(宮内雄治君) まず仮置き場の関係ですが、元々、中継施設の整備を計画する中で、今の既存のごみ処理施設の中継施設の改修工事と並行しまして、その施設の中に仮置き場、パッカー車を置いたりして市民のごみを受け入れるということで、当初計画していたんですが、工事期間中、工事している場所に市民が入るのは、安全上良くないということがありまして、それを今、既存ごみ処理施設以外の場所を仮の中継施設、仮置き場に出来ないかということで、3市の環境課さんと協議を今、進めているところです。ですので、今まで組合議会の方に確かに説明がなかったと思いますので、その点については、お詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。まだ仮置き場の件については、場所は決まっていないという状況で、今協議をしているところでございます。

車両の件でございますけども、大型のパッカー車の納期が約10カ月くらい掛かるということで、生産の能力も受注生産、注文してから造りますので、1年で何台もいっぺんに造れないということで、今回は、2台の大型パッカー車を注文しまして、コンテナ車は1台、これを翌年、令和3年、4年というように随時発注しまして、必要な中継車両の台数を整備したいと考えております。その間の運搬の方法なんですけど、これは今から考えるところなんですが、既存の許可業者、ごみの収集運搬の許可業者の方に委託してパッカー車を手配するなりして、運搬していただこうかなということで、これから検討するところでございます。

売電の収入の件ですけども、試運転期間中の費用については、建設工事を請負っている業者持ちで実施してもらうということで、売電の収入についても、その時の収入については、建設事業者の方に入るというふうな契約になっております。

最後、水道の件ですけども、元々この水道の工事について、組合が直接、水道の事業者に発注するということで考えておりましたので、こちらの方でコンサルに設計を委託して実施しました。その後、工事を実施するという話の中で、実際に銚子市の水道局にやってもらう方のが、効率が良いということもありまして、現在は、銚子の水道局に設計の金額を算出していただいた。工事も銚子市の水道局にやっていただくために、今回負担金を予算計上しているということでございます。

○議長(岩井文男君) 苅谷議員。

○8番(苅谷進一君) 管理者、副管理者、議案は私、反対しませんけど、あえて言わ

せていただくと、ここは、苦言を呈しておかないとまずいかなと、言わせていただきます。

まず、パッカー車購入と中継施設の仮置き場に関しては、我々議会は、聞いていない。説明もない。各市町村の議員にも説明がないと思います。これは、あってはならないことであると思います。収集運搬の業者は、どっからどこまでの収集運搬で許可を取っておりますから、これを積替えしてやるとなると、収集運搬の法律上の問題があるということを各市町村の運搬業者と早く話をしないとまずいと思います。それがしていない。1年も、もうなるのにしていないということは、おかしい。でパッカー車を発注する。発注する前に全部それをやっておかないと駄目。そんな状態でこれを発注するのは、危険があります。その法律の確認をまずして下さい。それをお願いします。

次に2点目、受電に関して、今建設業者が取ると言ったけど、何それ、どういう意味、意味が分からない。運営管理やるところが、日鉄エンジニアリングだっけ、そこがここの運営管理やるからそこが全部取るということなの、売電の権利を。そんな話、聞いていないよ。1回も説明していないよ。あくまで半分半分で、ということは聞いて、それもあまり虫が良すぎるんじゃないのと指摘したことがありますけど、そんなことはありえない。

水道の件に関しても、なんか、先程1回コンサルに頼んでいる。こんな無駄やらないで下さいよ。コンサルにいくら払ったんですか。それ明確にしておいて下さい。誰が責任取るんですか。以上、お願いします。

○議長(岩井文男君) 再々質問の答弁を求めます。

施設整備課長。

○施設整備課長(宮内雄治君) まず1点目、収集運搬の許可業者さんの説明なんですが、おっしゃられたとおりで、これまで説明しておりませんので、なるべく早い時期に説明するように、させていただきたいと思います。

2点目の売電の収入の件ですが、試運転に掛かる経費は、建設工事の事業者、日鉄 エンジニアリングの方でもっております。ごみを燃すための経費もそうなんですが、 売電して収入ですかね、そちらの方も日鉄エンジニアリングさんに入るということで 契約しております。それに対して運営が始まってから、運営が始まってからの売電の 収入については、半分が組合、半分が運営をやる会社ということになっておりますので、これは契約上、決まっていたことで、ご報告がちょっと不足していたかもしれませんが、契約上の決まりということで、そういうふうにさせていただきたいと思います。

(発言する者あり)

- ○施設整備課長(宮内雄治君) 30年度に委託して実施したのですが、今ちょっと金額が分りませんので、はっきりしましたら、回答させていただきたいと思います。
- ○議長(岩井文男君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(岩井文男君) 質疑なしと認めます。
 次に議案第4号の補足説明を求めます。
- ○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) それでは、議案第4号、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算、第1号について、ご説明いたします。別冊の、補正予算書になりますが、こちらの1ページをご覧下さい。第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7,656万7千円を減額しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ61億4,443万3千円と定めるものでございます。

続きまして、3ページをご覧下さい。第2表の継続費補正についてですが、こちらは、広域最終処分場建設事業におきまして、令和元年度の年割額を、補正後の7億8,984万3千円とし、令和2年度の年割額を27億4,961万3千円としています。これは、広域最終処分場建設工事の進捗によりまして、工事の出来高が変更となったため、年割額を補正するものでございます。

続いて、6ページをご覧下さい。歳入の補正でございますが、1款1項1目の衛生費負担金が、3億2,175万6千円の減額で、補正後の予算額は38億2,541万円です。これは関係市からの負担金の減でございまして、説明欄に記載のとおり、銚子市は1億2,624万9千円の減で、補正後の額が15億99万3千円、旭市は1億2,322万2千円の減で、補正後の額は14億6,501万1千円、匝瑳市は7,228万5千円の減で、補正後の額は8億5,940万6千円、となります。2款1項1目の衛生費国庫補助金については、国の循環型社会形成推進交付金でござい

ますが、補正額は、6,053万8千円の減額で、補正後の予算額が22億7,56 1万6千円でございます。こちらの主な減額の理由でございますが、本年度実施の広 域最終処分場建設事業費が減額となったことによるものでございます。また、3款1 項1目の繰越金については、前年度の決算を踏まえて、572万7千円を増額して、 補正後の予算額が4,340万6千円でございます。

7ページをご覧下さい。歳出でございますが、1款衛生費について、3億7,656万7千円の減額で、補正後の額が61億3,870万1千円でございます。補正の内容については、2目の施設建設費、13節の委託料に計上しております最終処分場建設に伴います搬入道路整備に係る積算設計業務につきまして、銚子市との協議により、積算設計業務について協力していただけることとなったため、全額減額するものです。また、15節工事請負費のうち、広域最終処分場建設工事費について、工事の進捗により出来高が変更となったため、3億7,256万3千円減額するものでございます。

議案第4号についての説明は、以上でございます。

○議長(岩井文男君) 事務局の補足説明は終わりました。会議の途中ですけども、前の時計で20分まで休憩といたします。

午後3時14分 休 憩

午後3時21分 再 開

○議長(岩井文男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第4号の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井文男君) 質疑なしと認めます。

(発言する者あり)

○議長(岩井文男君) 議案第3号の答弁を求めます。

宮内施設整備課長。

○施設整備課長(宮内雄治君) 平成30年度に実施しました委託業務で処分場への搬入道路の設計と水道の敷設の設計業務を一緒にやっております。その金額が合計で、1,296万円です。ちょっと、今現在、内訳が手元にございませんので、水道分の内訳については、後日改めてお出ししたいと思います。

(発言する者あり)

○施設整備課長(宮内雄治君) 約、ですけども、水道の距離が長いですので、水道の分で900万円くらいではないのかなと思われます。内容については、改めて回答させていただきたいと思います。以上です。

(発言する者あり)

- ○施設整備課長(宮内雄治君) コンサルに支払った金額がこの1,296万円です。 (発言する者あり)
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 平成30年度当初は、組合が設計して工事まで実施するという方針でしたので、こちらの方で設計をしました。設計の内容としましては、設計書を作成して、ただ、単価の方は、年度で変わりますので、発注する時に単価を入れる作業を銚子市の水道局にやっていただいて、今回、予算額として計上させていただいておりますので、無駄なことではなくて、設計書の作成はしていただいております。
- ○議長(岩井文男君) 質疑なしと認めます。
 次に議案第5号の補足説明を求めます。
- ○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) それでは議案第5号、東総地区広域市町村圏事務組合会計 年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、補足説明を申し上げ ます。

本条例は、非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的として、新たな一般職の非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、制定するものであります。条例は、組合職員の給与条例と同じく匝瑳市の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用するものです。こちらの議案の方に、参考、準用する条例ということで、今申し上げました匝瑳市の条例

を添付させていただいております。

こちらの主な内容について、簡単に説明いたしますと、まず、1ページのところでございますが、下の第4条、こちらから第16条について、いわゆるフルタイムの会計年度任用職員の給与の決定、給料の支給日、勤務手当や時間外勤務手当などの支給方法について規定しております。

また、少し飛びますが、4ページの下の17条から9ページの第28条までについては、パートタイム、短時間勤務の会計年度任用職員に対する給料及び手当に相当する報酬、期末手当、費用弁償としての旅費の支給方法等について規定しております。

最後に、10ページの附則にありますとおり、条例の施行日は、令和2年4月1日とするものです。以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長(岩井文男君) 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井文男君) 質疑なしと認めます。

次に議案第6号の補足説明を求めます。

- ○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) それでは、議案第6号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により関係する本組合の条例を 一括して改正するものでございまして、改正の趣旨は、議案第5号同様、会計年度任 用職員制度の創設によるものでございます。改正内容については、議案の後ろに付い ております新旧対照表がございますので、こちらで説明いたします。

それでは、新旧対照表の1ページをお開き下さい。本条例の第1条は、組合職員定数条例の一部改正で、当該条例の第1条の改正は、令和2年度以降は臨時的任用職員が、常勤職員と同様に定数として扱われることとなるため、文言を削除するものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをお開き下さい。本条例の第2条については、組合人 事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございまして、当該条例の第 3条の改正は、フルタイム会計年度任用職員を公表の対象とする旨の規定を加えるも のでございます。

次に、新旧対照表の3ページをご覧下さい。本条例の第3条は、組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございまして、当該条例の第4条第6項及び第5条第2項の改正については、会計年度任用職員が休職となった場合の、休職期間及び給与の取扱いについての規定を加えるものでございます。

続いて、4ページをお開き下さい。本条例の第4条については、組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございまして、当該条例の第3条の改正は、パートタイムの会計年度任用職員が減給処分を受けた場合に、給料に相当する報酬を減給する旨の規定を加えるものでございます。

次に、5ページをご覧下さい。本条例の第5条は、組合職員の育児休業等に関する 条例の一部改正でございます。当該条例の改正内容は多岐にわたっておりますが、改 正の趣旨については、非常勤職員が育児休業を取得することが可能となる旨の改正で ありまして、育児休業の取得要件や取得期間等を規定するものでございます。

続きまして、少し飛びまして、最後の13ページをお開き下さい。本条例の第8条は、組合特別職の職員で非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。こちらは、条例の元となる自治法の規定の改正によるものでございます。

改正については以上でございまして、本条例の施行日は令和2年4月1日でございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長(岩井文男君) 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井文男君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第9 一般質問

○議長(岩井文男君) 日程第9、一般質問を行います。予め申し添えますが、一般質問の発言時間は、答弁時間も含めて60分となっておりますので、円滑な議会運営ができますよう、ご協力をお願いいたします。それでは、通告によりまして質問を許可

いたします。苅谷進一議員の一般質問を行います。

- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) それでは、通告によりまして質問をさせていただきます。

まず初めに本事業の全体スキーム、いわゆる前から私申し上げておりますけども、今回の工程表はですね、まだ議員に配られていない。全体の工程が分からない。一昨日の全員協議会におきましても、予定が大分変更になっている。一つとしては、中継施設が1年くらいで完成し、移行できるはずなのが、2年で出来ていない。これは事業の遅延である。また、それから各市のごみの袋の値段については、この間、一応答申が出て参りましたけども、これからまだ決める。竣工1年前の現在においてですね、まだ決まっていない事業が多々あり過ぎる。多々どころじゃあないですね。項目にしたら、何十項目という問題があると思うんです。それを何で散々言っているのに工程表を作らないのか。まずお聞きしたいと思います。

次に通告してあります負担割合についてですけども、管理者より説明がございました。課長級会議で進めている。その上で今度、副市長会議、副市長が参加した会議ですか、それで決めて行くということでございます。しかしながらですね、各市の議員、または、広域議会における負担割合の中間報告がございません。ですから、決める前に、今、どういう状況で、どうだったかを明確に各市の担当課を含めて、各市長が報告する義務が私はあると思いますので、その点どうするのか、お答えいただきたいと思います。

次に中継施設のリサイクル事業について、であります。昨今の中継施設のことでございますけども、先程来のお話ですと、仮置き場を設置するということであります。しかしながら、仮置き場ということは、ごみを置くということは、法律上、中継の収集運搬業者が置き場に対しても許可がないと、脱法になると思います。その辺を注意して考えているか。また、リサイクル事業に関してですが、仮に最終処分場が、先程来の全員協議会の話ですと、3月末に竣工できるという予定だけども、現実の工程表を開示していただいたら遅れると。仮に遅れた場合に、じゃあ、各最終処分場の搬入の扱い、それから、各市が出した粗大ごみの直接搬入、こういうことは、どうやって考えているんですか。恐らくまだ考えていないんじゃないですか。各問題が出ていることに対して、そういう中継施設のことを考えていないということがあると思います

ので、その点をお聞かせ下さい。

次に各市の中継施設に対する地元住民に対する説明または対策は、整っているのでしょうか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

次に最終処分場についてお伺いいたします。最終処分場の工事ですが、先程来の一昨日の全員協議会の中で、報告があった資料では、一応3月末で終わるという開示がございました。しかしながら、現実論を出すと、3カ月遅れの工程表が出てくる。現実に乖離した問題がある。そうしますと、まず一つの問題は、遅れた場合、先程来の各市のごみの搬入の方法をどうするか。これが、ぎりぎりになって、はい、間に合いませんでしたと言うよりは、この時点である程度の目安を立て、間に合わないなら間に合わないで、どうするのか。例えば、財源、支払い、その内容。遅れた場合に、工事業者に損害賠償の請求ができるのかどうか。出来れば、その賄った部分を何とかなると思うんですが、私は、今回は、天災が多かったり、色々な問題があったから、出来ないかと思います。損害賠償については、工事が遅延した場合、3月25日の工期に遅れた場合に取れるのかどうか、その点も含めてお聞かせいただきたいと思います。事前にヒアリングしてありますので、ある程度のお答えは、いただけると思いますが、以降は、一問一答にてお答えいただきたいと思います。以上です。

- ○議長(岩井文男君) 苅谷進一議員の一般質問に対する答弁を求めます。
- ○議長(岩井文男君) 桶口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) それでは、ただ今の苅谷議員からの質問に対しての回答を させていただきます。私の方からは、負担金の関係について説明させていただきます。

まず、現在の負担金の関係でございますが、現在、総務課を主体とした新しい体制の下で、第1回目を去年の2月8日から始めまして、10月31日にかけて、計4回、開催しております。こちらは、先程、お話のありました組合と環境課長からなります作業チームの方で協議の方を2回ほど行っております。また、12月には各環境課長と個別に意見交換等を行っております。この負担割合については、構成市の担当3課長の・・・・

(発言する者あり)

こちらの方なんですが、現在、今、申し上げた作業チームの方で検討しているとこ ろでございますが、実際に検討している内容について、各市で、出てきている案につ きまして、かなりの開きがございまして、その調整の方に時間の方を要しております。 基本的には、ある程度、その内容が見えてきた状態で、ご説明差し上げようというふ うに考えていたんですが、今のところ、まだ、説明する時点まで行っていないという ことで、今のところ説明していないということです。ですので、出来るだけ早急に結 論が出せるように、協議をして行きたいというふうに考えております。

- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) まず、工程表、スキーム等についてですけども、今現在、各市の環境担当課の担当者レベルの打合せをしておりまして、いろいろな問題点、課題があるのを抽出しておりまして、それを踏まえて、今後決めて行かなければいけないことの整理といつまでに決めるか、そういう工程表をまとめまして、早急に決定しなければいけないこと、市民の皆さんに周知しなければいけないことなどをまとめて、進めて行きたいと考えております。

続きまして、仮置き場の法令上、施設の許可等の関係だと思うんですけども、まず、 ごみの積み替えについては、施設の許可というのは必要がないんですけども、臭い、 だったり、汚水の対応というものが当然必要になりますので、この件につきましては、 千葉県に協議をしながら、適切に対応して行きたいと考えております。住民のごみの 受け入れの関係ですけども、中継施設の整備が終了するまでの間は、仮置き場に簡易 の積み替えの場所を設置しまして、そこで市民の方が持ってくる粗大ごみだったり、 袋に入れてある可燃ごみとか不燃ごみ、そういうものを受け入れる計画でおります。 地域住民の説明ということですけども、今年度、中継施設の基本設計という業務をし ておりまして、その中で、どのような中継施設にするのかをまとめておりますので、 それがまとまり次第、3市の環境課さんを通じまして、周辺の地域の皆様に説明をさ せていただきたいと考えております。

処分場の方の遅れた場合の対応ということですけども、まず、財源上、交付金等の関係なんですが、環境省の循環型社会推進交付金に関しては、年度当初に見込んでいた事業が遅れた場合には、繰越の手続きをやることで、交付金上は、手続きを踏めば、交付金をいただけるということは確認出来ているんですけども、今回の事業で言いますと、その交付金の対象事業に対して、震災復興の交付税が付くかと思いますが、この件に関しては、ルールが確認出来ておりませんので、工事事業者の方から工期が遅

れると、正式に組合の方に申し出があった場合には、国の方に早急に確認して対応を 考えたいというふうに考えております。

万が一、工事が遅れた場合に焼却施設で発生する最終処分物、埋立物をどのように 処理するかということですけども、こちらにつきましては、3市の環境課さんと協議 をさせていただいて、処分方法、処理方法について、民間の処分にするのか、それと も、3市の処分場にそれぞれ、按分というか、持ち帰って入れさせていただくように するのか、その辺の協議をさせていただきたいと思います。

(発言する者あり)

工事の契約上は、工期内に工事が完了しなかった場合には、受注者に対して、損害金の支払いを請求することが出来るというふうにはなっております。ただこれは、遅延理由によるかと思いますので、その工事が遅れた場合には、受注者と原因について組合と受注者で話し合って、その理由によって対応が変わってくるというふうに考えております。

- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) まずはじめに、スキームの件ですけども、各市と話し合っていると言うけど、基本的なスキームがあって、その上で話し合って、問題事項があって変えていくということは分りますけども、スキームが無いということですか、工程は。答えて。
- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 今現在、スケジュール、工程については、ございません。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 最終処分場は、こうやって工程表を出しているんですよね。焼却場も全部工程表を出しているんですよね。それに伴って各市がやることを全部羅列してやるということで、明智管理者が1回作らせるという話はしていたんですよ、実際。それでまだ作っていなくて、じゃあ、我々が、各議員が、この広域議会に、または、各市の市町村の議員がなにをもって、この広域ごみ処理事業について、我々議員がチェックしてですね、提案しながら切磋琢磨して、この事業を完成するかということが、我々の責任だと思うんですよ、各市長のですね。そういうことが出来るような

ものが何も無いということは、管理者、まずいと思うんですけども、早急に作ってい ただけませんでしょうか。

- ○議長(岩井文男君) 明智管理者。
- ○管理者(明智忠直君) 苅谷議員がおっしゃいました今後決定しなければならない、いろいろな事業がいっぱいあると思いますけれども、それを事務局の方で整理しながら、今年度いっぱいくらいに要項、どれぐらいあるのか分りませんけど、しっかりと要項を上げて、各市の議会へ提案をして、説明をして行きたいとそのように思っております。いろいろと決めなくてはならないことがいくつもある訳ですけど、その中でスケジュール的にどうなのかなという部分は、あまり無いと思いますので、3月くらいまでには、来年度の3月までには、しっかりと出来ると思います。負担割合だけが、きっと難しいかも分りませんけど、負担割合も来年度中には、決定しなければならない部分でもありますので、そういった部分も含めて、スキームと言いましょうか、スケジュールをきちっと説明させられるような書類を作りたいとそのように思っておりますのでよろしくお願いします。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 是非ですね、早くお願いしたいです。もう3月議会が我々はじまりますので、それにはもう間に合わないと思いますけど、せめて、今度の6月議会までに、もう1年切る訳ですから、それまでにはもう決めなければならないこと、処理場、最終処分場、それから中継施設、それからそれに関わる運搬経費、それから運搬業者の委託方法、それから既存の運搬業者に対する延長ないし、その手法、相当な数の項目があると思います。宮内さんいわく一人でやりきれないということを言っているので、これを分担割してやらないと、後々、各市の担当課も大変ですし、しわ寄せは、絶対に来ますよ。かと言って、竣工を遅らすことも出来ないと思いますし、そういうことを十分配慮していただけるよう、全体の工程表、チェック項目、チェック表ですね、これを大至急作っていただいて、管理者がすぐ見て明確に、これ、どうなっているんだ、とチェックできるようなことを指示していただいて、管理者、副管理者がこの事業全体をまとめるように工程管理をしていただきたいと思います。また、その役目がある我々議員にも早急にチェック項目、並びに工程表をご提示下さい。これは、お願いで、管理者お願いします。答弁結構です。

次に先程、負担割合についての回答がありましたが、隔たりがあって埋まらないと、隔たりがあって埋まらない内容を全部出せば良いじゃないですか、なんで出さないの。それをあって、担当課がごちょごちょごちょごちょ揉めているのを我々議員が、じゃあ、匝瑳市がいくら出して、旭市がいくら出して、銚子市がこういう要求を出しているというのを明確に出せばいいじゃないですか、なぜ出さないの、それ。それを見て、じゃあ、我々もどうしようか、例えば妥協点があるのかと、そういう論議が出来ないじゃないですか。それを出してくれといっているんですよ。毎回、毎回、その会議の内容を最低でもこの広域議会の議員には、報告して下さいよ。議事録ある訳でしょ、局長、どうなんですか。

- ○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。
- ○事務局長(樋口恒一君) 会議の内容につきましては、先程も申し上げたとおり、こちらとして、まだ数字が・・・・・

(発言する者あり)

- ○事務局長(樋口恒一君) 議事録の方は、こちらの方で作ってございます。後で内容について、各議員さんの方に報告できるようにさせていただきたいと思います。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 議事録と提示内容を全部、早急に、議長を推して配付いただけますよう、まず、お願いします。その上じゃないと、論議もしないし、どういう方向でどうしたいかという各市の主張が分らないじゃないですか。そこをやっぱり、この広域議会でも論議をして行って、それで報告を受けた中で、首長と担当議員で、皆で、どうしようかと、1回話しようって、管理者、言っていましたよね。まず、それが実現していないんですけども。それをやらないと、管理者に負担を掛けるのも良くないし、また議員の責任もあるし、各市の担当課長も大変だろうし、もうその時期に来ていると思いますので、管理者、副管理者、その辺も検討していただけると思いますので。答弁は、結構です。

次に中継施設の件なんですけども、先程、仮置きすると言っていますよね。パッカー車に積んであって、パッカー車に移すんだったら法律的に問題ないんですけど、置いた時点で中間処理の許可になっちゃうんですよ、これ。問題ありますよ。私も収集 運搬の許可を持っていますから。そんな簡単な、宮内さん、考えで通ると思っている のですか。答えて下さい。

- ○**議長**(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 廃掃法の法律の中で、ごみの積み替え場所というのがありまして、その場合には、施設の許可というのは必要がないというのは確認しております。ただし、先程も言ったとおり、悪臭であったり、汚水の対策をするようにと、後、囲いを付けるとか、そういうルールはございますので、その基準を守った上で、整備をしたいというふうに考えています。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 宮内さん、本当に言葉がまずかったんですよ。廃掃法でいう積み替えは、法律違反じゃないですよ。あなた、仮置き場と言ったでしょ。置くから違反だと言っているんですよ。なに言っているんですか。法律違反のこと、私、言っていないよ。あなたが言っているんだ、訂正しなさい。
- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 言葉が足りませんでした。積み替えと保管に関して、 先程、言ったとおり、施設の許可は、必要がないというふうになっておりますので、 今回考えているのは、パッカー車を配車しまして、市民の持ってきたごみをそのまま パッカー車に積み替えると、いうふうに考えております。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) だから、やっぱり違っているんですよ、説明が。ちゃんと法律 に則ったとおりにやって下さい。いいですか。

次にリサイクルに関することですけども、焼却場が出来て、リサイクル施設の運営 というのは、どのように、誰が、いつ頃からやるように計画しているのですか。

- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 広域ごみ処理施設におけるリサイクル施設の運営については、今回、建設工事を請負っています日鉄エンジニアリングとそのグループが、実際に運営事業をやることになっておりますので、広域ごみ処理施設とリサイクル施設、合棟で一緒に造る訳なんですが、そのリサイクル施設の運営については、日鉄エンジニアリングさんのグループ企業が実施するということで計画しております。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。

- ○8番(苅谷進一君) その運営の日鉄エンジニアリングさんというのは分かるんですけども、結局、例えば匝瑳市の地域から出た缶類、びん類をそこの業者が直接やるんですか、違いますよね。説明が合っていないですよ。
- ○**議長**(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 各市から出るもので広域のごみ処理施設のリサイクル施設で処理するものは、缶とペットボトルになります。びんと紙類や布類、こちらについては、中継施設、または広域のごみ処理施設のストックヤード、保管場所に保管したものをそのまま、資源のリサイクル業者に引き渡す計画でおりまして、細かい内容については、今、各市の環境担当課と協議をしているところでございます。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 違いますよ、じゃあ、匝瑳市の、例えば市役所の前で出たごみ を誰が、じゃあ、運ぶのと聞いているの。それは、違うでしょうよ。
- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 各市の収集の業務については、各市の方でステーション収集をしまして、それを各市に設置する中継施設、または広域の施設まで運んでいただくという予定でおります。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) その費用は、誰が持つのですか。
- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 各市のステーション収集で中継施設までの運搬費については各市で、負担していただきまして、中継施設から広域の施設までの運搬費については、組合の負担というふうに考えております。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) そうしますと、このごみ処理事業については、各市でまた分担して、事業負担が、ごみに関して出るということになっちゃいますよね。あくまで、今回ごみ処理事業というのは、全部が全体で、広域でやるということであったかと思うんですけども、それが、一部は各市の負担があると。各市の負担は、負担割合で総じてやるけども、それ以外にごみ処理に関する、リサイクルに関してとか、諸々は、また別途各市で負担しなければならないということになりますが、それでよろしいで

すか。

- ○**議長**(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 説明が足りなかったんですけども、各市のごみのステーションに出されたごみを中継施設まで、運搬する費用については、各市の負担になりまして、そこに集められたものを広域のごみ処理施設に運搬する費用であったりとか、先程言いました缶とペットボトル以外のもの、びんであったり、新聞とか、布類とかリサイクル費用は、組合の負担というふうに考えています。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 聞いているのは、私が言っているのは、各市がやっぱり別途負担しなければならないのを避けたいわけですよ。ところが、今の話を聞くと、ごみ処理事業に負担割合だけで払う以外に各市は別途、収集運搬業務に関しての負担をしなければならないのか、と聞いているんだよ、宮内さん。それは、負担しなければならない訳でしょ。そしたら各市がまた、一般会計の予算の中に収集運搬事業の費用を見なければならない訳ですよ。それが100万や200万で済む問題じゃないということだよね。そこがまだ明確になっていないでしょうや、どうですか。
- ○**議長**(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 組合が実施するのは、ごみ処理施設の運営ということになっておりまして、収集業務に関しては、各市ということで、これは、これまでの協議の中で決めさせていただいた内容でございます。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) ただね、その予算自体、その内容が決まっていないから、まだ 組み立てられないんですよ、各市も。市の委託業者によっては、そんな儲からない事業だったら、やんなくても良いと言っているのもあるんですよ。そういうことを明確 にしなければ駄目なんですよ、早く。再来年のことだったって、来年度中には、業者だって、今までの収集運搬業者をどうするか、例えば、うちだと共同リサイクルかな、がやっていると思うんだけど、そういうとこが、どうやって、どうするか、来年度以降の次年度以降の計画がある訳だから、その打合せを早くやりたい訳ですよね。業者が皆困っている。それをちょっと早くやってもらいたい。いいですか。
- ○**議長(岩井文男君)** 宮内施設整備課長。

- ○施設整備課長(宮内雄治君) 各市の収集運搬を今、実際にやっていただいている業者さんを含めまして、今後のごみ処理の仕組みがちょっと変わりますので、その辺を早めに周知出来るように準備をさせていただきたいと思います。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) それからですね、先程来、リサイクル事業は、日鉄エンジニア リングが始めたグループであるということでありますけども、そのグループでやるの は、名前が今まで挙がっているのは、上杉物産といって、茨城の業者なんですよね。 なんで地元の業者が出来ないのか、これ一番不思議な部分ですよね。これ管理者ね、 副管理者もそうなんですけども、ごみに関しては、地元業者がやるというのは大原則 なんですよ。そういうとこくらい、ちょっと配慮して、日鉄と協議していただいてで すね、今後の組み立てを変えていただかないと、なんで茨城の業者に儲けてもらわな ければしょうがないんですか、これ。やっぱり儲けてもらって、各市、銚子市なら銚子市、旭市なら旭市、匝瑳市の業者がやれば、そこの事業税が各市に入って、還元される訳ですよね。そうじゃなくて、川向こうの茨城の方に頼んじゃってですよ、なん かあったらどうするんですか。これは、ちょっとね、検討課題として、日鉄さんと協議していただきたいと思いますが、管理者、そんなに大きい答弁でなくて良いんです けども、ニュアンスだけお願いします。
- ○議長(岩井文男君) 明智管理者。
- ○管理者(明智忠直君) 同じ質問を前に苅谷議員から質問がありまして、それ以後、 日鉄エンジニアリングと交渉は、事務局の方とさせたと思いますけれども、その時に は、契約がそうなっているから出来ないというような話を私の方も、正副管理者も聞 きましたけれども、今また、そういった声が上がっているということになれば、やは り地元業者ということを優先させるという部分は、大きな事業として必要なのではな いかなという部分で、再度、日鉄エンジニアリングと関連企業と交渉するように指示 したいとそのように思っておりますのでよろしくお願いします。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 是非、よろしくお願いいたします。やっぱり、その内容をですね、各業者も知りたくてしょうがない訳ですよ。駄目なら駄目と、きちっと交渉しましたと、管理者が皆さんが、交渉したけど、駄目だったと、ちゃんと報告してあげれ

ば、納得するし、どうなっているか分かると思うんですよ。それをただ、私にも報告が無いんですよね、施設整備課は。交渉しました、しかし駄目でした、というのは無い。これがこの組合議会の今の現状なんですね。やっぱりお願いしたことは、きっちりやらないと、我々としても困りますのでよろしくお願いします。

次に各市の中継施設に対する地元対策ということは、コンサルに出している設計が まだ上がってないと、いつ上がって来るんですか。

- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 委託業務の履行期限が3月末となってますので、3月の末に報告書が上がって来ると、今のところの予定では、そうなっております。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) それ、すぐ上がって来たらですね、各市の担当の方に送っていただいて、太田副管理者もご存知のように、我々は、松山地区と協議をしなければならないものですから、各地元の対策があるということを十分配慮していただいて、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 報告書が出来次第、各市の環境課さんの方に報告させていただきたいと思います。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番 (苅谷進一君) 次に最終処分場です。最終処分場については、3ヶ月間の工期遅れという工程表が出ました。管理者、副管理者は、分らないと思いますけれども、どう、ゼネコンが転んでも、3ヶ月の遅れを努力してですね、3月26日までに竣工させるというのは、正直、無理だと思います。仮に、宮内施設整備課長が努力していますということをゼネコンは言っている訳ですけども、この間、いただいたのは、カラーじゃなかったですよね。カラーじゃないですよね。私が現場に行った時に、たまたまカラーでもらって、私、これ全部、でかくして来たんですよ。これを見たって、全然遅れているんですね、はっきりいって。全然間に合っていないですよ、3ヶ月遅れ。3ヶ月、我々も建設事業をやっていますけども、例えば、2年事業だったら3ヶ月は詰められることは可能だと思います。しかしながら、1年前で、3ヶ月を詰めるというのは、無理ですよ。ゼネコンさんも、ちゃんと腹を割って話して、努力します

という言葉は、出来ませんと言っているのですからね、言葉を返せば。だったら明確 に話をしちゃって、最悪、工事が遅れた場合、どうなるかをもう協議をしておかなけ ればならないレベルになっているはずなんですよ。先程来、話を聞きますと、震災特 交に関しては、どうなるか分りませんと、循環型については、理由を付ければなんと かなりますと、工事の遅れに関しては、遅延損害金は、恐らく先程の説明だともらえ ないと思います。なぜかというと、現地から産廃が出た、これは、我々の方の要因に なる訳ですね、契約者が。次に台風被害、これ天災ですよね、天災だからこれは、追 及出来ません。それからもう一本、地盤調査が甘かったせいか、天井の北側の方から 水が湧いて来て、工事が難航していて、注入材を使ったりして、軟弱地盤のために工 事が遅れている。それを現地で、私も確認して来ました。こういう工程遅れがある以 上、やっぱり間に合わないのであれば、我々は、あくまで、この工事に同意をしたの は、来年の3月までに竣工することを合意した上で、この事業にGOサインを出した んですよね、最後に太田副管理者と我々が英断して、やった訳ですよ。それが工期が 遅れるって、言語道断であって、それでまた、補助事業の補助金がもらえなくなった らですね、また各市の負担が増えるわけですよね。そんなことをぎりぎりになって、 後出しじゃんけんで、いやあ、実は間に合いませんでしたと言うよりは、今の段階で ゼネコンと管理者、副管理者含めて、ちゃんと向こうの意見を聞いてですね、担当課 だけじゃなくてですね、もう我々議員にも現状を見てもらわないと、たまたま私がで すね、銚子市に行く用事があったんで、現場に行ったら、現場の方でも、だいぶ凄い 勢いで現場をやっていましたよ。コンクリートが1万8千立米入るんですよ。1万8 千立米ですよ。そんな状況の中で、生コン車がですね、10台も20台も来てポンプ で送っている訳ですよ。それでも工程をだいぶ繰り上げしてやっていたという現実は、 聞いています。だから、こういう状況において、もう工期遅れが明確になっている訳 ですから、この提案書では、工期が終わっているというふうに出ているものの、実際 は工程表では、3ヶ月遅れだと。これはね、絶対詰められない。であれば、これはや っぱりね、薄々感じますけどね、どうやって会議で話を聞いているか分らないけど、 どうやって聞いているのですか。

- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 最終処分場の建設工事に関しては、月例であったり週

例の会議をしておりまして、会議の中では、令和3年3月に竣工、間に合わせるよう に進めていますと、若干遅れているとは聞いておりましたが、令和3年3月に工事が 完了するように努めますということで、繰り返し聞いておりました。

- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) でも、あなたからこれ、3ヶ月遅れの工程表を取ってきたんで しょ、一昨日の全協に。宮内さん、俺が言っているんだから、俺に答えろよ。あなた から出して来たんだよ、3ヶ月遅れの。その3ヶ月遅れのいつもらったの。
- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 先程、苅谷議員の発言にあったとおり、苅谷議員が現場に行かれまして、その際に現場の代理人である方が、議員さんの方に工程表を渡したというお話を聞きましたので、その後にこちらでいただきました。ですので、元々、現場代理人さんの話では、これは、工程を短縮するために施工監理をしているコンサルと協議用に作った資料、内部資料だというふうに聞いております。それを・・・

(発言する者あり)

- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) じゃあ、あれですか、今まで工程会議をやって、工程表は一切見ていなかったんですね。間違いないですか。これ、えらいことになるよ。
- ○**議長(岩井文男君)** 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 月例の会議の度に工程表が出ておりまして、もし、よろしければ、ここでお配りさせていただいてもよろしいですか。

(発言する者あり)

- ○施設整備課長(宮内雄治君) 今、工程表を見ていないと、言われましたので見ていますので、その工程表を配らせていただきたいと思います。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 私が聞いているのは、さっき、私が行った時にこの3ヶ月遅れ のを見たということを言っている訳ですよ。今までその工程表を、遅れた工程表を見 たことないですかと、私、聞いている。それをなんで、自分らで、工程表を配ります かと、ふざけたこと言っているでしょうよ。
- ○**議長(岩井文男君)** 宮内施設整備課長。

- ○施設整備課長(宮内雄治君) 3ヶ月遅れの工程表については、見ておりませんでした。 苅谷議員が行かれて、そういう資料を渡したということでしたので、その同じ資料がこちらにないと、後で問い合わせとかがあった時、答えられませんので、その後にその工程表をいただきました。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 今までの工程会議や工程表は、一切、3月末の工程表しか見ていないんですね。
- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 工程会議では、3月末に竣工する予定の工程表しか、 見ていませんでした。
- 〇議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 現場の監督に聞いたら、本来だったら5ヶ月遅れだったそうですよ。それを詰めて、詰めて、詰めて、3ヶ月遅れにしたと、それは、努力なのかな。だからね、宮内さんに聞きますけど、じゃあ、現場が嘘をついていたということですよね。それでよろしいですね。だって、そういうことになっちゃうよ。だって、今まで3ヶ月遅れのを出していなかったもの。施設整備課には、会議の時にパシコンを含めて一切言っていなかった訳ですよね。全然工事は遅れていないと、3月25日に終わるような話でずうっと、通って来たということは、あなたが騙されていたことになっちゃう。間違いない、これ、議事録残っているからね。大変なことになるよ。
- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 先程説明したとおり、3ヶ月遅れの工程表については、 施工監理をお願いしている、パシフィックコンサルタンツと打合せをするために受注 者の方で、現場代理人の方で作っていたものです。

(発言する者あり)

- ○施設整備課長(宮内雄治君) 施設整備課の方では、確認していたものは、工程会議で出されている3月末に終わる工程表で説明を受けていました。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) じゃあ、私、明日でもゼネコンに乗り込んで行って、おまえら、 嘘ついたんだな、と言って良いんだね。そういうことになっちゃいますよ。だってそ

うでしょ。ゼネコンが嘘をついて、管理者、副管理者を含めて3月25日までに終わると、騙したことになっちゃうよ。そうでしょ。そしたらゼネコンの連中が、これ、騙したことになっちゃうよ、鈴木建設さんJVが。じゃあ、明日行って、俺、聞いて来るよ、宮内さん。あなたを騙したようなことをやっているんだったら。これは、然るべき、契約違反みたいなことになっちゃうよ。それこそ、遅延金もらえる、そんなことやっていたならば。間違いないんだよね。あくまでもゼネコンは、3月25日に終わります。遅れていますけど終わらせるようにしていますと、ずっと言っていたんだよね。工程表も、それは一切出していない。あくまでもパシフィックと打合せをしたこれを勝手に出したということだよね。あなたが行って、えらく怒っていたらしいけど、そんな話を耳にしたよ、俺は。これをなんで出したんだ、議員に。あなたが怒っていたらしいじゃん。現場に出ていた人から聞いたよ、俺は。なんで怒るの。怒る必要はないでしょ。あなたがえらい剣幕で怒っていたって言ったよ、現場で。怒っていたんですか。答えて下さい。

- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) その工程表を苅谷議員にお渡ししたという話を聞きましたので、現場の事務所の方に行きまして、こちらの見ていないものを出されるのは困るので、一度相談が欲しかったということで、指導ではないですけども、強い口調で言ったのは、確かでございます。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 現場の人間まで怒る必要、強く言う必要がないでしょうや。現場にしてみれば、現場の実態を明確に示すことで、別に嘘つくことではないです。あの、申し訳ないですけど、コンプライアンスという言葉、ご存知だと思うんですけども、ゼネコンは、今、コンプライアンスがうるさいんで、そんなことはしません。我々、調査義務がありますからね、行って、なんか話を聞くことによりますけど、私が行ったら、泡を食って来たって。私はもう、ちゃんと、ぱっと、終わらせて帰ったら、私が帰った後に来たって、なんか、えらい剣幕で怒っていたらしいですよ。こんなこと、管理者あり得ないんだよね。どうも、私が抜き打ちで行ったのが、大分まずかったみたいで、宮内施設整備課長が困っていたようでして、こんなことあり得ない。だからね、なにも隠す必要が無いんですよ、これ、はっきり言って。これで隠しちゃってい

るから、こんなことになっちゃっている。だからね、管理者、一回、ゼネコンと施設整備課どうのこうのでなくって、管理者も視察しながら、実際どうなんだと、現状を教えてくれと、その上でどういうふうにしたら良いか、もう一年切っている訳ですから、本来であれば、1月中に出来ていて、試運転を今の段階でやっていなければしょうがないんですよ。ということは、一年切っちゃっている訳ですよ。だけど、それでは出来ていないという現状の中で、ゼネコンが嘘をついていると、宮内君が言っているんだから、これは、由々しき問題だよ。どっちが嘘をついているか分らないけど。私も言った、言わないで、大分有名になっちゃっているけどね。それと同じようなことですよ、はっきり言って。管理者、ちょっと答えてもらってよろしいですか。

- ○議長(岩井文男君) 明智管理者。
- ○管理者(明智忠直君) 一連の質疑の中で、宮内施設整備課長が立腹したというようなこと、苅谷議員から指摘がありましたけれども、ずっと3月に終わるという説明を受けていたと、我々も、正副管理者も、そういう3月いっぱいには、どうやら、いろいろ現場がありますけれども、終るのではないのかなと、話は聞いておりましたので、それに対して宮内課長がきっと、言われたことが違ったので、少し立腹したのかなあと、そのように私の方から言い訳をさせていただきたいと思います。それと同時に確かに、正副管理者もそういった部分では、少しスケジュール的な部分で現場視察が少なかったということを反省しているところでありまして、早速にでも、現場に行くスケジュールを立てろ、というようなことで、総務課にも指示をしたんですけど、中々、3市の都合と言いましょうか、いろいろあって、議会も始まるということもありまして、議会中には、ちょっと無理だということがあって、議会が終わったら早速、もうスケジュールは、決まっているんですけども、行くことになっておりますので、その時に、向こうのごみ焼却場の関連もありますし、最終処分場の方の関連もありますので、半日掛けて、ゆっくり両者のゼネコンのJVと話し合って行きたいと、そのように思っておりますので、よろしく理解をいただきたいと思います。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 管理者が言っていただいたので、それはまずはお願いして、あ そこに、結局、孫請け、ひ孫請けで、地元の業者がいる訳ですよ。だから、そういう 話が結局、漏れていたというんですよ、全部。こうした、ああしたというのが。やっ

ぱりね、役所の職員が叱責するなんて、今おかしいですよ、はっきり言って。ある、下請け、孫請け業者に、また言った、言わないにならないようにはっきり言っておきますけど、一説では、寝ずに仕事をやれということを言った職員もいたらしいということですから、これは別に言った、言わないじゃないですからね。お伝えしておかなければならないことなので。そういう体質をやっぱり、してはならないと思いますので、その点は、十分注意していただきたい。パワハラになっちゃいますから、今の世の中は。よろしくお願いします。

それで、最終処分場の工事をしている時に掘削した土を一度取って、それを銚子市 の最終処分場のとこに仮置きしませんでしたか。

- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) 長塚に旧最終処分場というのがありまして、そこに仮置きをさせていただいております。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) それ、脱法じゃないですか。
- ○議長(岩井文男君) 宮内施設整備課長。
- ○施設整備課長(宮内雄治君) この件に関しましては、県の環境課の方に一度呼び出されまして、話を聞きまして、法律的には問題ないけれども、高さとか、残土条例とか、そういうのをちゃんと遵守するように、ということの指導を受けております。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) それ、嘘でしょう。県から指導を受けて、目をつけられたって、ゼネコンも怒られたらしいですよ。それ、脱法ですよ。最終処分場の管理のところに、他の物を持ってきて置くというのは、法律違反ですよ。全部ばれているの、宮内さん、話は。大体、最終処分場のところに、他の物を置くというのは、最終処分場の管理が最終的に終わるまで、物を置いちゃ駄目なんですよ。それを県の指導課から指導を受けて、目をつけられているのをこっちは分っているんですよ、こっちは。そういうことをやっちゃ駄目だよ。それで、それは、銚子市がやったということでなくて、この広域市町村議会が、これがやったという、県は、解釈しているらしいですよ。管理者それは、ご存知でしたか。
- ○議長(岩井文男君) 明智管理者。

- ○管理者(明智忠直君) 私は、理解していなかったです。
- ○議長(岩井文男君) 苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) 管理者、副管理者、副管理者の銚子市さんが知っていたかどう かは、分かんないですけど、銚子市の施設ですから。知らないところで、そういうこ とを広域議会が、県の環境の指導課の方から指摘を受けているのを議会に報告ないで しょ。議長にありました。ないでしょう。チェックされているんですよ、県に広域議 会にやっている事業のことが。これだって問題ですよ、本来であれば。脱法ですよ。 最終処分場になにか置いてきちゃったと、そういうことですよ。最終処分場は、閉鎖 したら、そこを閉鎖が終わるまで、なにも置いたら駄目なんです。だれが、どう言っ たか分らないけど、そこに砂が置ききれなかったから、とりあえず置いたと。それを 持って行ったと。それは、誰が決めて、誰がどうやったのか知りません。だけど、今、 現状で隣の畑を借りられたから、埋め戻し用の残土をそこに今置いてある訳ですよ。 その埋め戻し用の残土を一度長塚に持って行って、それを県に指導を受けたと、指導 を受けること自体がおかしいですから、これ。最終処分場に物を搬入するのは、駄目 ですから。だから、広域議会が脱法したら駄目なんですよね。そこは管理者、答弁、 結構ですけど、やっぱり、どっかの時点で黙っていろ、ということで終わっているん ですよ。まずいですよ、そんな状況。その法律違反だけは、絶対やらないでいただき たいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、大分、申し上げましたけども、1時間まだ時間があるんだけども、お約束もあるので、そろそろ終わりにしたいと思いますので、管理者、副管理者はじめ、各担当課ですね、かなりの項目のことをこの時間で申し上げたと思います。議長を推してですね、いわゆるチェック項目とかいろんなものをちゃんと配付していただけますよう、お願い申し上げまして、管理者、副管理者にお願いして私の一般質問を終わりにします。

○議長(岩井文男君) 苅谷進一議員の一般質問を終わります。以上で通告のありました た一般質問は終了いたしました。

日程第10 討論、採決

○議長(岩井文男君) 日程第10、討論、採決を行います。討論の事前通告はありま

せんでした。これより、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井文男君) ご異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第1号、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原 案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(岩井文男君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと 市町村圏事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を 求めます。

(全員举手)

○議長(岩井文男君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

○議長(岩井文男君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(岩井文男君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号、東総地区広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手 を求めます。

(全員举手)

○議長(岩井文男君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成 の方の挙手を求めます。

(全員举手)

○議長(岩井文男君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 閉 会

○議長(岩井文男君) 以上を持ちまして、本日の議事日程は、すべて議了いたしました。これにて、令和2年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦労様でございました。

午後4時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議 長 岩井文男

議 員 佐久間茂樹

議員島田和雄